

別紙 1-1

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速晴海線(東京都中央区晴海二丁目から東京都江東区豊洲六丁目まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速晴海線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都中央区晴海二丁目から

東京都江東区豊洲六丁目まで

(ロ) 延長

1.2キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都中央区晴海二丁目から 東京都江東区豊洲六丁目まで	60	1.2	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ニ) 車線の幅員

3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都中央区晴海二丁目から 東京都江東区豊洲六丁目まで	2車線 (暫定)	—	

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	2.50 (暫定)	0.75	3.25 (暫定)	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員

—

(チ) 中央帯の標準幅員

2.00メートル(暫定)

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

—

他の道路との暫定的な接続の位置及び接続方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道日比谷豊洲埠頭東雲町線	中央区晴海二丁目	立体接続	晴海出入口

(4) 工事予算

27,005百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成13年12月 5日

(ロ) 工事の完成年月日 平成30年 3月10日 (供用開始)

平成31年 3月28日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

30,537 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 25,028 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 30,087 百万円)(消費税込み)

別紙 1-2

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速晴海線(東京都江東区豊洲六丁目から東京都江東区有明二丁目まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速晴海線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都江東区豊洲六丁目から

東京都江東区有明二丁目まで

(ロ) 延長

1.5キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都江東区豊洲六丁目から 東京都江東区有明二丁目まで	60	1.5	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ニ) 車線の幅員

3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都江東区豊洲六丁目から 東京都江東区有明二丁目まで	2車線 (暫定)	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	-	-	2.50 (暫定)	0.75	3.25 (暫定)	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員

-

(チ) 中央帯の標準幅員

-

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道日比谷豊洲埠頭東雲町線	江東区豊洲六丁目	立体接続	豊洲出入口
都道高速湾岸線	江東区東雲二丁目 江東区有明二丁目	立体接続	東雲ジャンクション

(4) 工事予算

28,430百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成13年12月 5日

(ロ) 工事の完成年月日 平成21年 2月11日 (供用開始)

平成31年 3月28日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26,941 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26,941 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 26,934 百万円)(消費税込み)

別紙 1-3

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速目黒板橋線(東京都目黒区青葉台四丁目から東京都渋谷区本町三丁目まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速目黒板橋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都目黒区青葉台四丁目から

東京都渋谷区本町三丁目まで

(ロ) 延長

4.3キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都目黒区青葉台四丁目から 東京都渋谷区本町三丁目まで	60	4.3	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都目黒区青葉台四丁目から 東京都渋谷区本町三丁目まで	4車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	-	-	-	-	-	
トンネル部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員

—

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道首都高速品川目黒線	目黒区青葉台四丁目	平面接続	
都道首都高速3号線	目黒区大橋二丁目	立体接続	大橋ジャンクション
都道環状六号線	渋谷区富ヶ谷二丁目	立体接続	富ヶ谷入口
都道環状六号線	渋谷区富ヶ谷一丁目	立体接続	富ヶ谷出口
都道環状六号線	渋谷区初台二丁目	立体接続	初台南出入口
都道首都高速4号線	渋谷区本町一丁目	立体接続	西新宿ジャンクション

(4) 工事予算

592,629百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成 3年 3月 5日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成22年 3月28日 (供用開始)

平成28年 3月31日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

273,472 百万円	(消費税込み)	
(うち、助成対象基準額	273,444 百万円)	(消費税込み)
(債務引受額	273,393 百万円)	(消費税込み)

別紙 1-4

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

都道首都高速目黒板橋線(東京都渋谷区本町三丁目から東京都板橋区熊野町まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速目黒板橋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都渋谷区本町三丁目から

東京都板橋区熊野町まで

(ロ) 延長

6.7キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都渋谷区本町三丁目から 東京都板橋区熊野町まで	60	6.7	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都渋谷区本町三丁目から 東京都板橋区熊野町まで	4車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
土工(掘割)部分	-	-	1.25	0.75	2.00	

(ト) 付加車線の標準幅員

-

(チ) 中央帯の標準幅員

-

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道首都高速4号線	渋谷区本町一丁目	立体接続	西新宿ジャンクション
都道環状六号線	中野区弥生町一丁目	立体接続	中野長者橋入口
都道環状六号線	中野区本町二丁目	立体接続	中野長者橋出口
都道環状六号線	豊島区南長崎一丁目	立体接続	西池袋出口
都道環状六号線	豊島区西池袋四丁目	立体接続	西池袋入口
都道環状六号線	豊島区西池袋四丁目	立体接続	西池袋出口
都道環状六号線	板橋区南町	立体接続	高松入口
都道首都高速5号線	板橋区熊野町	平面接続	

(4) 工事予算

458,202百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成 3年 3月 5日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成19年12月22日 (供用開始)

平成24年 3月31日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

198,343 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 198,343 百万円)(消費税込み)

別紙 1-5

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速品川目黒線(東京都品川区八潮三丁目から東京都目黒区青葉台四丁目まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速品川目黒線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都品川区八潮三丁目から

東京都目黒区青葉台四丁目まで

(ロ) 延長

9.4キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分

第2種第2級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都品川区八潮三丁目から 東京都目黒区青葉台四丁目まで	60	9.4	

(ニ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ) 車線の幅員

3.25メートル

(へ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都品川区八潮三丁目から 東京都目黒区青葉台四丁目まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
土工(掘割)部分	—	—	1.25	0.75	2.00	

(チ) 付加車線の標準幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

—

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道高速湾岸線	品川区八潮三丁目	立体接続	大井ジャンクション
都道環状六号線	品川区西五反田五丁目	立体接続	五反田入口
都道環状六号線	品川区西五反田三丁目	立体接続	五反田出口
都道首都高速3号線	目黒区大橋二丁目	立体接続	大橋ジャンクション
都道首都高速目黒板橋線	目黒区青葉台四丁目	平面接続	

他の道路との暫定的な接続の位置及び接続方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道357号	品川区八潮三丁目	立体接続	中環大井南出口

一般国道357号(3種)の供用開始までの措置とする。

(4) 工事予算

164,246 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

(イ) 工事の着手年月日

① 東京都品川区八潮一丁目から東京都目黒区青葉台四丁目まで(都道首都高速品川目黒線外回りに係る部分)
平成18年 4月 1日

② 東京都品川区八潮三丁目から東京都品川区八潮一丁目まで、及び東京都品川区八潮一丁目から
東京都目黒区青葉台四丁目まで(都道首都高速品川目黒線内回りに係る部分)
平成24年10月 1日

なお、合併施行方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

(ロ) 工事の完成年月日 平成27年 3月 7日 (供用開始)

平成30年 3月29日 (残事業完成)

2.工事に要する費用に係る債務引受限度額

179,510 百万円 (消費税込み)	
(うち、助成対象基準額	179,510 百万円)(消費税込み)
(債務引受額	179,454 百万円)(消費税込み)

別紙 1-6

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

埼玉県道高速さいたま戸田線(埼玉県さいたま市緑区大字三浦から埼玉県さいたま市中央区新都心まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

埼玉県道高速さいたま戸田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

埼玉県さいたま市緑区大字三浦から

埼玉県さいたま市中央区新都心まで

(ロ) 延長

3.5キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第1級(道路構造令)

埼玉県さいたま市緑区大字三浦から

埼玉県さいたま市大宮区北袋町二丁目まで

第2種第2級(道路構造令)

埼玉県さいたま市大宮区北袋町二丁目から

埼玉県さいたま市中央区新都心まで

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
埼玉県さいたま市緑区大字三浦から 埼玉県さいたま市大宮区北袋町二丁目まで	60 (暫定)	1.9	
埼玉県さいたま市大宮区北袋町二丁目から 埼玉県さいたま市中央区新都心まで	60	1.6	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(二) 車線の幅員	3.25メートル	埼玉県さいたま市緑区大字三浦から 埼玉県さいたま市大宮区北袋町二丁目まで
	3.25メートル	埼玉県さいたま市大宮区北袋町二丁目から 埼玉県さいたま市中央区新都心まで

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
埼玉県さいたま市緑区大字三浦から 埼玉県さいたま市大宮区北袋町二丁目まで	2車線 (暫定)	4車線	
埼玉県さいたま市大宮区北袋町二丁目から 埼玉県さいたま市中央区新都心まで	4車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	2.50 (暫定)	0.75	3.25 (暫定)	
トンネル部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
土工(掘割)部分	—	—	1.25	0.75	2.00	

(ト) 付加車線の標準幅員

—

(チ) 中央帯の標準幅員

2.00メートル(暫定)

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
埼玉県道さいたま川口線	さいたま市緑区大字三浦	立体接続	さいたま見沼出入口
埼玉県道川口上尾線	さいたま市大宮区北袋町二丁目	立体接続	新都心出入口
埼玉県道さいたま上福岡所沢線	さいたま市中央区上落合七丁目	立体接続	新都心西出入口

(4) 工事予算

94,902百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成 3年 3月 5日

(ロ) 工事の完成年月日 平成18年 8月 4日(供用開始)

平成19年 3月31日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

24,201 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 24,201 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

横浜市道高速横浜環状北線(神奈川県横浜市都筑区川向町から神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

横浜市道高速横浜環状北線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県横浜市都筑区川向町	から
神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目	まで

(ロ) 延長

神奈川県横浜市都筑区川向町	から	8.2	キロメートル
神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
神奈川県横浜市都筑区川向町 から 神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目 まで	第2種第1級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市都筑区川向町 から 神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目 まで	60	8.2	

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.25メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市都筑区川向町 神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目	から まで	4車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

神奈川県横浜市都筑区川向町から神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	1.75	0.75	2.50	
トンネル部分	—	—	1.75 又は 2.50	0.75	2.50 又は 3.25	
橋梁高架部分	—	—	1.75	0.75	2.50	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
神奈川県横浜市都筑区川向町 から	— メートル(土工部)	
神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目 まで	— メートル(橋梁部)	
	— メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道466号(第三京浜道路)	横浜市都筑区川向町	立体接続	横浜港北ジャンクション
横浜市道長島大竹線	横浜市港北区新羽町	立体接続	新横浜出入口
神奈川県道大田神奈川線	横浜市鶴見区馬場七丁目 横浜市神奈川区西寺尾一丁目	立体接続	馬場出入口
横浜市道岸谷生麦線	横浜市鶴見区岸谷一丁目 横浜市鶴見区生麦一丁目	立体接続	岸谷生麦出入口
神奈川県道高速横浜羽田空港線	横浜市鶴見区生麦一丁目 横浜市鶴見区生麦二丁目	立体接続	生麦ジャンクション
横浜市道高速湾岸線	横浜市鶴見区生麦二丁目	平面接続	

(4)工事予算

408,732 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日

平成 13 年 12 月 4 日

②工事の完成年月日

平成 29 年 3 月 18 日 (供用開始(馬場出入口除く))

令和 2 年 2 月 27 日 (供用開始(馬場出入口))

令和 4 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

435, 441 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 435, 441 百万円)(消費税込み)
(債務引受額 435, 119 百万円)(消費税込み)

別紙 1-8

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

川崎市道高速縦貫線(神奈川県川崎市川崎区富士見一丁目から神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目まで)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

川崎市道高速縦貫線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県川崎市川崎区富士見一丁目から

神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目まで

(ロ) 延長

4.4キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第1級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県川崎市川崎区富士見一丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目まで	80	4.4	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県川崎市川崎区富士見一丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目まで	4車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
土工(掘割)部分	—	—	1.25	0.75	2.00	

(ト) 付加車線の標準幅員

—

(チ) 中央帯の標準幅員

2.25メートル

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道409号	川崎市川崎区旭町一丁目	立体接続	富士見入口(仮称)
一般国道409号	川崎市川崎区富士見一丁目	立体接続	富士見出口(仮称)
神奈川県道高速横浜羽田空港線	川崎市川崎区大師河原一丁目 川崎市川崎区大師河原二丁目 川崎市川崎区殿町一丁目	立体接続	大師ジャンクション
一般国道409号	川崎市川崎区大師河原一丁目	立体接続	大師入口

他の道路との暫定的な接続の位置及び接続方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道409号	川崎市川崎区大師河原一丁目	立体接続	大師出入口

(4) 工事予算

288,545百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成 3年 3月 5日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成22年10月20日 (大師出入口～殿町供用開始)

平成26年 3月31日 (大師出入口～殿町残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

55,283 百万円 (消費税込み)	
(うち、助成対象基準額	55,283 百万円)(消費税込み)
(債務引受額	55,204 百万円)(消費税込み)

別紙 1-9

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速5号線(改築)(板橋熊野町JCT間改良)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速5号線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都板橋区熊野町から

東京都板橋区大山東町まで

(ロ) 延長

0.5キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第2級（道路構造令）

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都板橋区熊野町から 東京都板橋区大山東町まで	60	0.5	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ニ) 車線の幅員

3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都板橋区熊野町から 東京都板橋区大山東町まで	-	-	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員

3.25メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

-

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

-

(4) 工事予算

27,521百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成19年 4月 1日

(ロ) 工事の完成年月日 平成30年 3月18日 (供用開始)

平成31年 3月28日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

33,631 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 33,488 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 32,993 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

都道首都高速7号線(改築)(小松川JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速7号線

(2) 工事の箇所

I	東京都江戸川区西小松川町
II	東京都江戸川区東小松川二丁目
III	東京都江戸川区松島一丁目

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道首都高速葛飾江戸川線	江戸川区西小松川町	立体接続	小松川ジャンクション
附属街路第4号線	江戸川区西小松川町	立体接続	中環小松川入口

(4)工事予算

40,027百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 19 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 元 年 12 月 1 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

47,178百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 47,178百万円)(消費税込み)

別紙 1-11

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速板橋足立線(改築)(王子南出入口)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速板橋足立線

(2) 工事の箇所

東京都北区王子一丁目
東京都北区堀船一丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続位置	接続の方法	備考
都道王子千住南砂町線	北区王子一丁目	立体接続	王子南出口
都道王子千住南砂町線	北区堀船一丁目	立体接続	王子南入口

(4) 工事予算

33,750百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成18年 4月 1日

(ロ) 工事の完成年月日 平成27年 3月29日 (供用開始)

平成30年 3月29日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

29,549 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 27,699 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 28,929 百万円)(消費税込み)

別紙 1-12

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

都道高速湾岸線(改築)(有明辰巳JCT間改良)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道高速湾岸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都江東区有明二丁目から

東京都江東区東雲二丁目まで

(ロ) 延長

0.9キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第2種第1級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都江東区有明二丁目から 東京都江東区東雲二丁目まで	80	0.9	

(ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ニ) 車線の幅員

3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都江東区有明二丁目から 東京都江東区東雲二丁目まで	—	—	付加車線事業 (東行き)

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
土工(掘割)部分	—	—	1.25	0.75	2.00	

(ト) 付加車線の標準幅員

3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

2.25メートル

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

—

(4) 工事予算

1,929百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成18年 4月 1日

(ロ) 工事の完成年月日 平成21年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,365 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,365 百万円) (消費税込み)

別紙 1-13

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

神奈川県道高速横浜羽田空港線(改築)(石川町出口(仮称))に関する 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

神奈川県道高速横浜羽田空港線

(2) 工事の箇所

神奈川県横浜市中区山下町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
横浜市道関内本牧線	横浜市中区横浜公園	立体接続	横浜公園出口

(4) 工事予算

396百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成18年 4月 1日

(ロ) 工事の完成年月日 平成20年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

497 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 497 百万円) (消費税込み)

別紙 1-14

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

首都高速道路 東京地区(改築)(防災・安全対策)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間		(ハ)延長 (キロメートル)
	起点	終点	
都道首都高速1号線	台東区北上野一丁目	大田区羽田旭町	21.9
都道首都高速2号線	中央区銀座八丁目	品川区戸越一丁目	8.5
都道首都高速2号分岐線	港区麻布十番四丁目	港区六本木三丁目	1.5
都道首都高速3号線	千代田区隼町	世田谷区砧公園	14.6
都道首都高速4号線	中央区八重洲二丁目	杉並区上高井戸三丁目	18.6
都道首都高速4号分岐線	千代田区大手町二丁目	中央区日本橋小網町	1.0
都道首都高速5号線	千代田区一ツ橋一丁目	板橋区三園一丁目	17.8
都道首都高速6号線	中央区日本橋兜町	足立区加平二丁目	15.6
都道首都高速7号線	墨田区千歳一丁目	江戸川区谷河内二丁目	10.4
都道首都高速8号線	中央区銀座一丁目	中央区銀座一丁目	0.1
都道首都高速9号線	中央区日本橋箱崎町	江東区辰巳二丁目	5.3
都道首都高速11号線	港区海岸二丁目	江東区有明二丁目	5.0
都道首都高速葛飾江戸川線	葛飾区四つ木三丁目	江戸川区臨海町六丁目	11.2
都道首都高速板橋足立線	板橋区板橋二丁目	足立区江北二丁目	7.1
都道高速湾岸線	大田区羽田空港三丁目	江戸川区臨海町六丁目	23.1
都道首都高速湾岸分岐線	大田区昭和島二丁目	大田区東海三丁目	1.9
都道高速横浜羽田空港線	大田区羽田二丁目	大田区羽田旭町	0.9
都道高速葛飾川口線	葛飾区小菅三丁目	足立区入谷三丁目	11.8
都道高速足立三郷線	足立区加平二丁目	足立区神明一丁目	1.8
都道高速板橋戸田線	板橋区三園一丁目	板橋区新河岸三丁目	0.7
合 計			178.8

(2) 工事方法

工 事 名	工 事 概 要
防災・安全対策工事	・兵庫県南部地震や新潟県中越地震クラスの大地震に対し、長大橋等の特殊橋梁、トンネル構造物、橋梁上部工の耐震対策を実施し、防災対策を推進する。 ・H14年道路橋示方書に則った橋脚、上部工の疲労対策やB活荷重に対応するためのコンクリート床版の補強、遮音壁の落下防止対策等を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 ・PA改良や交通管制中央装置の統合化、道路情報提供装置・通信設備・受配電設備・施設防災システムの高度化を図り、防災・安全対策を推進する。

(3) 工事予算

107,477百万円（消費税込み）

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

- (イ) 工事の着手年月日 平成18年4月1日
- (ロ) 工事の完成年月日 平成28年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

120,580 百万円（消費税込み）

- （うち、助成対象基準額 120,580 百万円）（消費税込み）
- （債務引受額 117,878 百万円）（消費税込み）

別紙 1-15

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

首都高速道路 埼玉地区(改築)(防災・安全対策)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間		(ハ)延長 (キロメートル)
	起点	終点	
埼玉県道高速葛飾川口線	川口市東領家五丁目	川口市大字西新井宿	6.7
埼玉県道高速足立三郷線	八潮市大字浮塚	三郷市番匠免二丁目	5.7
埼玉県道高速板橋戸田線	和光市大字下新倉	戸田市美女木四丁目	3.0
埼玉県道高速さいたま戸田線	戸田市美女木一丁目	戸田市美女木四丁目	1.1
合 計			16.5

(2) 工事方法

工 事 名	工 事 概 要
防災・安全対策工事	・H14年道路橋示方書に則った鋼製橋脚、鋼上部工の疲労対策等を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 ・交通管制中央装置の統合化、道路情報提供装置・通信設備・受配電設備・施設防災システムの高度化を図り、防災・安全対策を推進する。

(3) 工事予算

2,587百万円（消費税込み）

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成18年4月1日

(ロ) 工事の完成年月日 平成25年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,915 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 2,915 百万円）（消費税込み）

（債務引受額 2,791 百万円）（消費税込み）

別紙 1-16

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

首都高速道路 千葉地区(改築)(防災・安全対策)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間		(ハ)延長 (キロメートル)
	起点	終点	
千葉県道高速湾岸線	浦安市舞浜	市川市高谷	8.9
合 計			8.9

(2) 工事方法

工 事 名	工 事 概 要
防災・安全対策工事	・兵庫県南部地震や新潟県中越地震クラスの大地震に対し、橋梁上部工の耐震対策を実施し、防災対策を推進する。 ・H14年道路橋示方書に則った鋼上部工の疲労対策等を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 ・交通管制中央装置の統合化、通信設備・受配電設備・施設防災システムの高度化を図り、防災・安全対策を推進する。

(3) 工事予算

4,693百万円（消費税込み）

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成18年4月1日
(ロ) 工事の完成年月日 平成25年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5,256 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 5,256 百万円）（消費税込み）
（債務引受額 5,226 百万円）（消費税込み）

別紙 1-17

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

首都高速道路 横浜地区(改築)(防災・安全対策)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間		(ハ)延長 (キロメートル)
	起点	終点	
神奈川県道高速横浜羽田空港線	横浜市中区本牧ふ頭	横浜市鶴見区寛政町	15.3
神奈川県道高速湾岸線	横浜市金沢区並木三丁目	横浜市鶴見区扇島	21.4
横浜市道高速1号線	横浜市西区高島二丁目	横浜市神奈川区三ツ沢西町	2.3
横浜市道高速2号線	横浜市中区元町	横浜市保土ヶ谷区狩場町	7.7
横浜市道高速湾岸線	横浜市中区本牧ふ頭	横浜市鶴見区生麦二丁目	4.6
合 計			51.3

※重複延長2.8km(本牧ふ頭～大黒ふ頭)は神奈川県道高速湾岸線に含む

(2) 工事方法

工 事 名	工 事 概 要
防災・安全対策工事	・兵庫県南部地震や新潟県中越地震クラスの大地震に対し、長大橋等の特殊橋梁、トンネル構造物、橋梁上部工の耐震対策を実施し、防災対策を推進する。 ・H14年道路橋示方書に則った鋼製橋脚、鋼上部工の疲労対策や、遮音壁の落下防止対策等を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 ・交通管制中央装置の統合化、道路情報提供装置・通信設備・受配電設備・施設防災システムの高度化を図り、防災・安全対策を推進する。

(3) 工事予算

18,942百万円（消費税込み）

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成18年4月1日

(ロ) 工事の完成年月日 平成25年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

21,240 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 21,240 百万円）（消費税込み）

（債務引受額 20,967 百万円）（消費税込み）

別紙 1-18

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

首都高速道路 川崎地区(改築)(防災・安全対策)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間		(ハ)延長 (キロメートル)
	起点	終点	
神奈川県道高速横浜羽田空港線	川崎市川崎区浅田四丁目	川崎市川崎区殿町一丁目	6.4
神奈川県道高速湾岸線	川崎市川崎区扇島	川崎市川崎区浮島町	8.7
川崎市道高速縦貫線	川崎市川崎区殿町三丁目	川崎市川崎区浮島町	3.5
合 計			18.6

(2) 工事方法

工 事 名	工 事 概 要
防災・安全対策工事	・兵庫県南部地震や新潟県中越地震クラスの大地震に対し、橋梁上部工の耐震対策を実施し、防災対策を推進する。 ・H14年道路橋示方書に則った鋼製橋脚、鋼上部工の疲労対策や、遮音壁の落下防止対策等を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 ・交通管制中央装置の統合化、道路情報提供装置・通信設備・施設防災システムの高度化の高度化を図り、防災・安全対策を推進する。

(3) 工事予算

3,400百万円（消費税込み）

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成18年4月1日
(ロ) 工事の完成年月日 平成25年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,814 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 3,814 百万円）（消費税込み）
（債務引受額 3,663 百万円）（消費税込み）

別紙 1-19

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

首都高速道路 さいたま地区(改築)(防災・安全対策)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間		(ハ)延長 (キロメートル)
	起点	終点	
埼玉県道高速さいたま戸田線	さいたま市中央区新都心	さいたま市南区内谷二丁目	9.2
合 計			9.2

(2) 工事方法

工 事 名	工 事 概 要
防災・安全対策工事	▪交通管制中央装置の統合化、通信設備・施設防災システムの高度化を図り、防災・安全対策を推進する。

(3) 工事予算

638百万円（消費税込み）

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成18年4月1日

(ロ) 工事の完成年月日 平成25年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

675 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 675 百万円）（消費税込み）

（債務引受額 672 百万円）（消費税込み）

別紙 1-20

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速6号線(改築)(堀切小菅JCT間改良)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 都道首都高速6号線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 東京都葛飾区堀切四丁目から

東京都葛飾区小菅三丁目まで

(ロ) 延長 0.6キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第2種第2級（道路構造令）

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都葛飾区堀切四丁目から 東京都葛飾区小菅三丁目まで	60	0.6	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN(B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都葛飾区堀切四丁目から 東京都葛飾区小菅三丁目まで	—	—	付加車線事業 (下り線)

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員

3.25メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

—

(4) 工事予算

14,242百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成23年12月 1日

(ロ) 工事の完成年月日 平成30年 2月25日 (供用開始)

平成31年 3月28日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

19,033 百万円	(消費税込み)
(うち、助成対象基準額	18,811 百万円) (消費税込み)
(債務引受額	18,451 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

横浜市道高速横浜環状北西線(神奈川県横浜市青葉区下谷本町から神奈川県横浜市都筑区川向町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

横浜市道高速横浜環状北西線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県横浜市青葉区下谷本町	から
神奈川県横浜市都筑区川向町	まで

(ロ) 延長

神奈川県横浜市青葉区下谷本町	から	7.1	キロメートル
神奈川県横浜市都筑区川向町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業と有料道路事業による施行方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
神奈川県横浜市青葉区下谷本町 から 神奈川県横浜市都筑区川向町 まで	第2種第1級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市青葉区下谷本町 から 神奈川県横浜市都筑区川向町 まで	60	7.1	

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.25メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
神奈川県横浜市青葉区下谷本町 から 神奈川県横浜市都筑区川向町 まで	4車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

神奈川県横浜市青葉区下谷本町から神奈川県横浜市都筑区川向町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	2.50	0.75	3.25	
トンネル部分	—	—	2.50	0.75	3.25	
橋梁高架部分	—	—	1.25	0.75	2.00	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
神奈川県横浜市青葉区下谷本町	から	—	メートル(土工部)	
神奈川県横浜市都筑区川向町	まで	—	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
高速自動車国道第一東海自動車道 (東名高速道路)	横浜市青葉区下谷本町	立体接続	横浜青葉ジャンクション
横浜市道川向線	横浜市都筑区川向町	立体接続	横浜港北出入口
一般国道466号 (第三京浜道路)	横浜市都筑区川向町	立体接続	横浜港北ジャンクション
横浜市道高速横浜環状北線	横浜市都筑区川向町	平面接続	

(4)工事予算

149, 234 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

① 工事の着手年月日

- ① 横浜市青葉区下谷本町から横浜市緑区北八朔町まで(横浜青葉ジャンクションに係る部分)、及び横浜市都筑区東方町から横浜市都筑区川向町まで(横浜港北ジャンクションに係る部分)
平成 24 年 5 月 1 日
- ② 横浜市青葉区下谷本町から横浜市都筑区川向町まで
平成 29 年 10 月 1 日

なお、②における工事の着手年月日とは、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

② 工事の完成年月日

令和 2 年 3 月 22 日 (供用開始)
令和 4 年 2 月 25 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

163,685 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 163,685 百万円)(消費税込み)
(債務引受額 163,117 百万円)(消費税込み)

別紙 1-22

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速3号線(改築)(渋谷入口)に関する

工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速3号線

(2) 工事の箇所

東京都渋谷区渋谷二丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道霞ヶ関渋谷線	渋谷区渋谷二丁目	立体接続	渋谷入口

(4) 工事予算

6,868百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成26年 4月 1日

(ロ) 工事の完成年月日 令和 元年12月19日(供用開始)

令和 3年 3月30日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7,778 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7,778 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 7,675 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

都道首都高速3号線(改築)(池尻・三軒茶屋出入口付加車線増設)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速3号線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都目黒区大橋二丁目	から
東京都世田谷区太子堂二丁目	まで

(ロ) 延長

東京都目黒区大橋二丁目	から	0.7	キロメートル
東京都世田谷区太子堂二丁目	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
東京都目黒区大橋二丁目 から 東京都世田谷区太子堂二丁目 まで	第2種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
東京都目黒区大橋二丁目 から 東京都世田谷区太子堂二丁目 まで	60	0.7	

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.25メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
東京都目黒区大橋二丁目 から 東京都世田谷区太子堂二丁目 まで	—	—	付加車線事業

(ト)路肩の標準幅員

東京都目黒区大橋二丁目から東京都世田谷区太子堂二丁目まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分	—	—	—	0.75	0.75	

(チ)付加車線の標準幅員

3.25メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
東京都目黒区大橋二丁目	から	—	メートル(土工部)
東京都世田谷区太子堂二丁目	まで	—	メートル(橋梁部)
		—	メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

6,040 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 27 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6,723 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6,416 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道17号(新大宮上尾道路(与野～上尾南))
(埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から埼玉県上尾市堤崎まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道17号(新大宮上尾道路(与野～上尾南))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目	から
埼玉県上尾市堤崎	まで

(ロ) 延長

埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目	から	8.0	キロメートル
埼玉県上尾市堤崎	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業と有料道路事業による施行方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目 埼玉県上尾市堤崎	から 第1種第3級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目 埼玉県上尾市堤崎	から 80 まで	8.0	

(ニ)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目	から	4車線	4車線	
埼玉県上尾市堤崎	まで			

(ト)路肩の標準幅員

埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から埼玉県上尾市堤崎まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分	—	—	1.25 又は 1.75	0.50	1.75 又は 2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目	から	— メートル(土工部)
埼玉県上尾市堤崎	まで	2.25又は3.00 メートル(橋梁部)
		— メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
埼玉県道高速さいたま戸田線	さいたま市中央区円阿弥一丁目	平面接続	与野ジャンクション(仮称)
一般国道17号(新大宮バイパス)	さいたま市中央区円阿弥三丁目	立体接続	与野出入口
一般国道17号(新大宮バイパス)	さいたま市大宮区三橋五丁目	立体接続	大宮出入口(仮称)
一般国道17号(新大宮バイパス)	さいたま市西区宮前町	立体接続	宮前南出入口(仮称)
一般国道17号(上尾道路)	さいたま市西区内野本郷	立体接続	宮前出入口(仮称)
一般国道17号(上尾道路)	上尾市堤崎	立体接続	上尾南出入口(仮称)

(4)工事予算

60,808 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手予定年月日

- ① 埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から埼玉県さいたま市中央区円阿弥六丁目まで(与野ジャンクション(仮称)に係る部分)
平成 29 年 4 月 20 日
- ② 埼玉県さいたま市中央区円阿弥六丁目から埼玉県上尾市堤崎まで
令和 11 年 4 月 1 日

なお、②における工事の着手予定年月日とは、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

② 工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

72,573 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 69,280 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

都道首都高速1号線(改築)(新京橋連結路(仮称))に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速1号線

(2) 工事の箇所

I	東京都中央区新富一丁目
II	東京都中央区銀座一丁目
III	東京都中央区八丁堀四丁目
IV	東京都中央区京橋三丁目
V	東京都中央区八重洲二丁目

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業と有料道路事業による施行方式

別 紙 1

(ロ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道首都高速4号線	中央区八重洲二丁目	立体接続	新京橋連結路(仮称)

(4)工事予算

116,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

① 東京都中央区新富一丁目から東京都中央区銀座一丁目まで及び東京都中央区八重洲二丁目
令和 6 年 4 月 20 日

② 東京都中央区銀座一丁目から東京都中央区八重洲二丁目まで
令和 15 年 10 月 1 日

なお、②における工事の着手予定年月日とは、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 18 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

158,959 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 151,863 百万円)(消費税込み)